

5花地づ第197号
令和6年1月9日

連合岩手花巻北上地域協議会
議長 高橋 信秋 様

花巻市長 上田 東一



「2024年度政策・制度要求と提言」の要請について（回答）

日頃より、市政の運営に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

令和5年12月11日に要請をいただいた件について、以下のとおり回答いたします。

記

1 労働者施策について

(1) 定年年齢の引上げを行い、雇用の維持・確保に努めるよう自治体・行政から地場産業へ働きかけを行うこと。また、65歳超雇用推進助成金についても周知を行い高齢者の雇用の推進を図ること。

国では、令和3年4月に施行された（改正）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）に基づき、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、事業主において「70歳までの定年の引上げ」や「定年制の廃止」、「70歳までの継続雇用制度の導入」など、高年齢者が活躍できる環境の整備に努めていただくよう意識啓発を図っております。

本市としましても、高年齢者がその能力を発揮できるよう職場環境の醸成について、市内事業者へ広く周知するなど、岩手労働局やハローワーク等の関係機関と連携して高年齢者の雇用の推進に取り組んでまいります。

担当部長：商工観光部長 伊藤 昌俊
担当者：商工労政課長 久保田 謙一（内線391）

(2) 障がい者雇用の促進を図るため、各種助成金について地場産業へ周知すること。また、障がい者についての理解を深められるよう啓発すること。

国では、障がい者が希望や能力、適性を十分に活かし、障がいの特性等に応じて活躍する社会、障がい者と共に働く社会を目指して、障がい者の雇用対策を進めております。

本市としましても、障がい者雇用を導入予定の事業主の方や障がい者雇用を導入した事業主の方向けに障がい者雇用に関するルール、障がい者雇用のための支援機関、障がい者雇用に関する助成金を広く周知することや専門の支援体制が整備されているハローワーク等、関係機関と連携した取り組みを展開して

いくほか、市内事業所向けメールマガジンやホームページ等において、障がい者の雇用の推進に向けた啓発等を行ってまいります。

担当部長：商工観光部長 伊藤 昌俊
担当者：商工労政課長 久保田 謙一（内線 391）

市では、岩手労働局が実施する障害者職場実習推進事業により市内に居住する障がい者の実習を5日間受け入れ、さらに延長して実習を受け入れた事業者に対し、日額2,000円5日分を上限とした奨励金を交付する「花巻市障がい者雇用促進支援事業」を行っています。

また、障がい者雇用の促進が図られることも目的に、毎年12月の障害者週間に合わせ、広報において障がい者就労支援施設で働く障がい者に関する特集ページを設けるなど、障がい者に対する理解が深まるよう啓発に取り組んでいます。

担当部長：健康福祉部長 今井 岳彦
担当者：障がい福祉課長 菊池 司（内線 581）

(3) 物価上昇の影響を受けている企業、事業主、NPO法人等が、事業継続と雇用維持ができるよう商工団体等と連携を図り、各種助成金制度等の周知徹底を図るとともに、花巻市独自の支援策を拡充すること。

現在の社会経済情勢は、物価や燃料価格の高騰による事業者への影響が続いているおり、本市におきましては、岩手県が実施する制度に協調して、燃料価格の高騰の影響を受けている市内の貨物自動車運送事業者に対する給付を計3回実施しております（第1弾：令和4年8月～9月、第2弾：令和5年4月～5月、第3弾：令和5年8月～10月）。

県では、国の重点支援地方交付金を活用し、物価や燃料価格の高騰対策として、交通・運輸事業者への支援金支給などの対策の一部を継続して実施することとしておりますが、本市においても、同交付金を活用し、県と呼応して、これらの支援を継続実施するための補正予算を、市議会12月定例会においてお認めいただきましたので、引き続き、経済情勢の変化に対応した施策の充実を図ることを通じ、市内事業者の支援に努めてまいりたいと考えております。

また、物価や燃料価格の高騰の影響をうけている市民の皆様の支援や市内中小企業者の売上アップを図るため、第10弾のPayPayキャンペーンを令和6年3月に実施して参ります。

担当部長：商工観光部長 伊藤 昌俊
担当者：商工労政課長 久保田 謙一（内線 391）

(4) 最低賃金の引上げや現行賃金の引き上げに向けた中小企業支援策について、

実質給与所得の向上を図るべく、国の各種助成金や制度など地元企業に周知徹底を図ること。

国では、主に中小企業・小規模事業者を対象に、賃金引上げ等の対応を実施している事業者に対する支援制度を実施しており、本年8月31日から、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援するための「業務改善助成金」制度の拡充を行ったところです。

最低賃金は、賃金の低廉な労働者に対する賃金の最低額を保障するセーフティーネットであり、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる配慮がなされる必要があるものと理解しておりますことから、今後におきましても、最低賃金制度の重要性に鑑み、国の動向を注視するとともに、各種助成金の周知を図ってまいります。

担当部長：商工観光部長 伊藤 昌俊
担当者：商工労政課長 久保田 謙一（内線391）

(5) 行政として労働者およびその家族が幸せを感じられるようなウェルビーイングの視点を持ち、企業にはワークライフバランスを重視した働き方・福利厚生など労働環境整備への啓発・支援に努めること。

平成28年に策定した「第2次花巻市男女共同参画基本計画」では、「男女のワーク・ライフ・バランスの推進」を基本目標の一つとして設定しており、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け取り組んできました。

事業所に対しては、年1回ワーク・ライフ・バランスを紹介するチラシを作成し、花巻商工会議所の協力もいただきながら配布を行っています。また、配布したチラシについては市ホームページでも公開し、より広く周知できるよう努めているところです。

さらに、花巻青年会議所の協力もいただきながら、毎年ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催しており、今年度もウェルビーイングを主題として、企業関係者のほか一般市民も対象に10月20日に開催をしたところです。

なお、セミナーの開催に当たっては、より多くの方に参加いただけるよう、会場のみではなく、オンラインでの受講も受け付けています。

現在策定を進めている、令和6年度から令和13年度を計画期間とする「第3次花巻市男女共同参画基本計画」においても、基本目標の一つに「多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進」を設定したいと考えており、今後も市民や事業所に対してワーク・ライフ・バランスの必要性について周知を継続して行っています。

担当部長：地域振興部長 藤井 保宏
担当者：地域づくり課長 鈴木 淳子（内線261）

国や県では、「えるばし認定」、「ユースエール認定」、「女性活躍認定企業」など、労働者が働きやすい環境づくりに積極的に取り組む企業や取り組みが優れた企業を認定する制度を実施しております。

本市としましても、市内事業所向けメールマガジン等を活用しながら、広く周知を図ってまいります。また、令和4年度から実施しております市内事業所向けのセミナーを通じ、福利厚生など労働者に配慮した職場環境整備の啓発を図っていくほか、令和5年2月に開設した企業検索サイトを活用して、自社の福利厚生制度を積極的に発信していただけるよう周知に取り組んでまいります。

担当部長：商工観光部長 伊藤 昌俊
担当者：商工労政課長 久保田 謙一（内線 391）

2 社会福祉、保健医療の拡充について

(1) 多様な子育てニーズに対応し、地域の子育てを充実させるためにも、保育士確保に向け配置基準を見直し、働きやすい環境とするよう国に要請すること。

国が令和5年6月に公表した「こども未来戦略方針」では、幼児教育・保育の質の向上を目的に、1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へ保育士配置基準を改善する内容が盛り込まれたほか、経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針）では、職員配置基準の改善も見据え、保育人材の確保の強化と現場の負担軽減を図るとともに、「新子育て安心プラン」の着実な実施に取り組むことが示されているところです。

本市といたしましては、こども未来戦略方針及び骨太の方針を踏まえ、今後策定が予定されている「こども未来戦略」及び「こども大綱」において、さらに具体的な取組内容が示されるものと考えておりますことから、その動向に注視してまいります。

担当部長：教育委員会教育部長 菅野 圭
担当者：こども課長 大川 尚子（内線 341）

(2) 国や県が主導する新規事業の展開において、多くの場合市町村が主体となるが保健師が不足している。また、市民ニーズが多様化していることから、花巻市において事業実施に必要な専門職の確保を行うこと。

今後の子育て事業等の動向に注視するとともに、適正な職員配置を検討し、退職者の推移を勘案し、必要に応じて新規採用を実施するなど、計画的な採用を行っていきます。

担当部長：総合政策部長 岩間 裕子
担当者：人事課長 瀬川 幾子（内線 241）

(3) いわゆる「子ども食堂」を実施する団体等に対する支援を強化するとともに、新たに実施を検討する団体等に適切な助言等を行うこと。

「子ども食堂」の実施団体への支援につきまして、感染症の分類が5類に引き下げられましたが、コロナ禍前に活動を実施していた団体の多くは、フードパントリーの事業のみを実施しております。

実施を行っているいくつかの団体等に状況を確認しておりますが、現時点では食堂再開の予定はないと伺っております。また、フードパントリー物品につきましても提供物資に不足はないとのことでした。

今後も定期的な確認や情報収集に努めてまいります。

なお、本年度は花巻ロータリークラブが事業展開する、岩手県内で活動している「子ども食堂」の持続的な支援を目的に売り上げの一部を「こども食堂」支援にあてる、「こども食堂応援プロジェクト」に協力するため、令和5年7月10日、第1号機が花巻市役所本庁舎新館前に設置されました。今後は市内の多くの企業などの協力により設置が進むよう期待します。

令和4年度（令和3年度繰越）において、非接触型体温計やパーテーション、サーマルカメラ等、感染防止対策用品の購入助成として、1事業者30万円を上限に補助を行い、4事業者に対し917千円を補助いたしました。

担当部長：健康福祉部長 今井 岳彦
担当者：地域福祉課長 佐藤 多恵子（内線531）

(4) 介護サービスや障がい者支援サービスを必要としている人、家族が相談しやすい体制を拡充するとともに、「地域包括ケアシステム」の推進等、適切なサービスが受けられるよう提供体制を整備すること。

当市では、高齢者に係る多様な相談に応じる総合相談窓口として日常生活圏域ごと5箇所に地域包括支援センター（以下、「センター」）を設置し、ご本人やご家族の意向を確認しながら、保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行っております。

また、各地域の民生委員や社会福祉協議会への委託により配置する10名の地域福祉訪問相談員が、本人の同意で作成する「要援護者等あんしんカルテ」に基づき、ひとり暮らし高齢者等を訪問し、個々の状況把握に努めているほか、在宅介護者等訪問相談員2名を配置し、介護サービスを利用してない要介護認定者を家庭で介護する方を訪問し、介護者の悩みや相談等を傾聴・アドバイスすることで、介護者自身の不安解消、健康保持、健康増進を図っており、これらの訪問活動の中で支援が必要な方が把握された場合は、センター等の関係機関へつなぐ体制を整備しております。

さらに、センターにおいては、相談窓口を周知するチラシの掲示・配架など、金融機関や商業施設等とも連携し、自身で解決できない課題を抱える高齢者を地域で見守り、早期に支援につながるよう、地域支援ネットワークの構築を進

め、「地域包括ケアシステム」の充実強化を図っているところです。

担当部長：健康福祉部長 今井 岳彦
担当者：長寿福祉課長 佐藤 ひとみ（内線 561）

当市では、障がい福祉課内に障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置しており、障がいがある方やその家族の方の多様な相談に対し、総合的かつ専門的な対応を行っております。相談の内容によっては、ご本人の意向を確認しながら、医療機関への受診同行、障がい福祉サービス事業所等への見学、関係機関への連絡調整等を行い、適切な障がい福祉サービスが提供できるよう支援を行っております。

また、市内には「相談支援事業所」が8カ所あり、相談支援専門員が生活全般に対する相談や障がい福祉サービスの利用等の相談を行っており、基幹相談支援センターと連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めています。

担当部長：健康福祉部長 今井 岳彦
担当者：障がい福祉課長 菊池 司（内線 581）

4 教育の拡充について

(1) 教職員の早期退職者は増加しており、人手不足が改善されていないことから、教職員の確保に向けた取り組みを講ずること。また、その結果、産育休や病休者の代替者が見つからない場合があることから、欠員が生じないよう関係機関へ働きかけをすること。

教職員の人手不足が改善されない背景として、昨今の教育現場において教員が対応しなければならない問題の多様化、複雑化、業務の多忙化等により、教職に対する魅力が低下していることが挙げられます。また、定年年齢が段階的に引上げになるにあたり、これらの諸課題を克服していく上で、精神的かつ肉体的な疲弊を理由に早期に退職を希望する教員は増加傾向にあり、忌々しき問題となっております。

産休者や育休者または病休者に対する補充は臨時の任用教員をもって配置され、任用は県教育委員会が行っています。今年度はあらかじめ産休に入ることが明確な教員に対し、年度当初から補充教員を配置するなど策を講じておりますが、昨今の人手不足により年度途中の任用は難しいとなっております。制度上、産休または育休の補充は優先して配置しなければなりません。また、病休者への対応については、特に精神疾患による病体が顕著であることから、結果として病休に陥ることのなきよう予防的な側面からの策も必要であると考えます。

代替者が不足している状況下、退職者への働きかけ、教員免許を所有している方に関する情報収集、教職課程を有する大学への働きかけ、他の教員免許状を所有している者に対し必要とする臨時免許状を交付すること等により欠員が生じないよう今後引き続き任命権者である県教育委員会に強く働きかけてまい

ります。

担当部長：教育委員会教育部長 菅野 圭
担当者：学務管理課長 高橋 晃一（内線 331）

(2) 教職員の長時間労働を解消し、働き方改革を進めるために、教職員定数の増員等、具体策をただちに講ずること。

教職員の長時間労働の解消に向け、校長・衛生推進者（副校長）・教職員団体・教育委員会事務局の代表等による「教職員多忙化解消対策会議」を設置し、多忙化の実態の共有や分析、具体的な取り組みの検討を行い、「学校における多忙化解消プログラム」を策定し、実践しております。同プログラムでは取り組む事項を具体的に明示し、実施状況の把握に努めているところでありますが、長時間労働の解消がなかなか進んでいないのが実情でもあります。

教職員定数については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により学級数に応じた定数が決められていますが、これとは別に、例えば小学校においては今後教科担任制を推進していくこと、また、中学校においては生徒指導の充実をねらいとした加配教員の配置が待たれます。今後学校の課題に沿った加配教員の配置を県教育委員会に要望していくこととします。

さらに教職員定数の改善については、法改正を見据えたところで文部科学省に要望をしてまいります。

担当部長：教育委員会教育部長 菅野 圭
担当者：学務管理課長 高橋 晃一（内線 331）

(3) 子どもの貧困や「ヤングケアラー」に関する実態を花巻市として継続して把握し、必要な支援を行うこと。

子どもの貧困やヤングケアラーの支援につきましては、当市では、地域福祉課において児童福祉、生活困窮者に関する業務を担当しているところであり、併せて市社協に委託して実施しております生活困窮者支援事業担当とも密接に連携し困窮世帯やひとり親世帯への相談対応等にあたっているところです。

ヤングケアラーは親の介護、きょうだいの世話、家事など大人が日常的に担うようなケア責任を担う18歳未満の子どもとされ、厚生労働省が令和2年度に中学2年生と高校2年生を、令和3年度に小学6年生と大学3年生をそれぞれ対象とした調査では、世話をしている家族がいると答えたのは小学6年生で6.5%、中学2年生で5.7%、高校2年生4.1%で、大学生で6.2%となっており、これは回答した中学生の17人に1人が、家族の世話をしていることになります。

また、令和3年度に岩手県が要保護対策地域協議会において対象児童として登録されている児童のうち、ヤングケアラーと思われる児童は39件であったとの報告がされております。

家庭内の状況は外から見えにくく、また子供自身が発信することが出来ないことから、ヤングケアラーの実態を把握することは難しい状況です。

ヤングケアラーは、学校生活への影響が顕著に表れることから、教育関係部署、自立相談支援機関、介護部門等と地域福祉課家庭相談員との連携をとりながら、支援が必要な家庭への各種サービス提供に努めてまいります。

担当部長：健康福祉部長 今井 岳彦
担当者：地域福祉課長 佐藤 多恵子（内線 531）

「ヤングケアラー」につきましては、全国的に今日的な課題となっておりますことから、児童生徒に対する教育相談や生活アンケート、生活日記、日常観察、家庭訪問、保護者面談等により実態把握に努めております。「ヤングケアラー」として認知した場合には、福祉関係機関と連携し、教職員や学校教育課所属のスクールソーシャルワーカー、教育相談員等が保護者面談を実施して保護者の悩み等を受けとめ、児童生徒が安心して生活するための環境改善について助言する等、対応してまいります。

担当部長：教育委員会教育部長 菅野 圭
担当者：学校教育課長 及川 仁（内線 360）

4 安心、安全のまちづくりについて

(1) 企業立地等に伴い、日常的に渋滞する工業・流通団地等において交通事故の危険があることから、交差点や道路の拡幅、信号機（時差式や矢印式）の整備を推進すること。

①星が丘（アルテマルカン付近）から不動大橋付近が渋滞するため、改善して欲しい。
②県道 297 号花巻温泉線の鳥海神社交差点が温泉方向への直進又は右折（北進方向）する車が多く、また、学生（小中高）の通学路でも有る事から、事故も心配されるので、通勤・通学時間帯だけでも時差式信号による渋滞緩和を図るよう、関係機関に要請すること。

①ご要望の路線は、星が丘から桜台のアルテマルカン付近を経由し材木町までの市道が「材木町・下二枚橋線」、不動大橋側の市道が「材木町・山の神線」であり、この区間は連続した都市計画道路として整備済みの路線となっております。

この路線は、国道 4 号や、一般県道山の神東宮野目線を補完する路線としての利用や、令和 3 年 4 月に「北上市道飯豊北線」が開通したことも加わり、特に朝夕の通勤通学の時間帯には、通行車両が集中する路線であると認識しております。

今後、仮称花南産業団地が完成することにより交通の流れが変わることで、当該路線での交通量も変わる可能性がありますが、当該区間においては、渋滞に対して可能な対策はないか、花巻警察署とも協議や調整を行いながら検討して行きたいと考えており、まずは現状把握のため、交通の状況などの調査を行

ってまいります。

②県道 297 号花巻温泉郷線は、岩手県が管理しており、信号機は岩手県警察が管理しているところです。

管轄する花巻警察署に対し、鳥海神社前交差点において渋滞緩和のため、時差式信号機の設置要望があることをお伝えしたところ、他からも当該交差点において、本館方面に向かう右折車による渋滞の改善要望があったと伺っているところです。

花巻警察署では令和 4 年 6 月の朝の時間帯に、当該交差点の 1 時間交通量調査を行ったところ、松園町方面に向かう車両よりも、四日町方面に向かう車両が多かったとのことであり、当該交差点の信号機を時差式とした場合、四日町方面に向かう側で渋滞が発生する可能性があることから、時差式信号機による対応は難しいとのことでした。

そのため花巻警察署が、時差式信号に代わる渋滞緩和策として、令和 5 年 1 月より、県道 297 号側の信号機の青点灯時間を、令和 5 年 1 月以前は 40 秒のところを、朝の 7 時から 9 時までの間は 53 秒になるように調整し、渋滞改善の効果について、検証を行っているとのことです。

市としては今後、沿線住民から要望などがあり、さらなる渋滞対策の必要性が高いと判断した場合には、花巻土木センターや花巻警察署に要望してまいります。

担当部長：建設部長 板垣 浩美
担当者：道路課長 重茂 猛（内線 491）

(2) 地震や豪雨による被害が全国的に多発しているので、防災対策を一層拡充し、住民に周知すること。また、ハザードマップについても常に更新し配布すること。

近年、自然災害が多発するなかで、ハード対策のみによる防災対策の限界が認識されるとともに、想定を超える災害に対応するための危機管理の重要性が認識されるようになりました。そのため市では、これまでのハード対策に加え、住民の避難対策や災害情報伝達体制の整備、避難行動要支援者支援の推進などソフト対策を積極的に進めています。

その一つとして、土砂災害や洪水などの危険区域を記載したハザードマップの余白部分や裏面を利用して、市民向けの防災知識や平時の備え、災害時の避難行動に関する知識を掲載するなどして啓発に努めており、危険箇所の追加などによる改訂に合わせて最新の内容への見直しを行い、対象世帯への各戸配布を実施しております。

また、広報はなまきやホームページ、えふえむ花巻（コミュニティ FM）の行政番組なども活用して平時より防災知識の広報啓発に努めています。

災害が発生又は発生の恐れのある際に市が発令する避難情報は、市ホーム

ページ、フェイスブック、X（旧ツイッター）、えふえむ花巻による緊急放送、エリアメール（緊急速報メール）、大迫地域の防災行政無線、東和地域の有線放送による伝達のほか、広報車による巡回広報を実施しております。

また、土砂災害は、災害の中でも被害が大きく、かつ避難の緊急度も高いことから避難情報の確実な伝達のため、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所に居住する世帯と事業所等に防災ラジオの無償貸与を行っております。なお、このラジオは、自主防災組織や学校、社会福祉施設、要配慮者利用施設等にも無償貸与しておりますほか、無償配布の区域や対象となっていない方に対しては、有償による配布も行っております。

ハザードマップに関しては、水防法に基づく河川浸水想定区域の指定や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定があった際には、速やかに更新し、対象世帯へ全戸配布するほか、ホームページでも公開しておりますので、常に最新状態となっております。（新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」は法指定ではなく、その準備段階の情報であるため、ハザードマップとは別の地図を印刷して配布している。）

担当部長：地域振興部長 藤井 保宏
担当者：防災危機管理課長 古川 昌（内線 281）

（3）防災計画の策定や避難所運営に女性を配置し、女性の声（意見）が十分取り入れられるよう対策を講じること。

令和5年11月末現在、花巻市地域防災計画をはじめとする防災に関する重要な事項を審議する本市の防災会議における女性委員は、35名中8名、22.9%（令和4年と同）であり、市区町村防災会議の全国平均10.3%、都道府県防災会議の全国平均19.2%（ただし、令和4年実績値。どちらも令和5年度版男女共同参画白書より）を上回っている状況です。

また、令和2年9月に改訂した花巻市避難所運営マニュアルでは、国の「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」、「避難所運営ガイドライン」等を踏まえ、避難所における女性や子供の安全・安心の確保、女性に特有の困難の解消、避難所運営の意思決定への女性の参画など、男女共同参画の視点を取り入れた内容としております。

今後も、更なる充実を図るため、男女共同参画推進担当部署と連携しながら、適切に取り組んでまいります。

担当部長：地域振興部長 藤井 保宏
担当者：防災危機管理課長 古川 昌（内線 281）

（4）熊の目撃や被害が多い事から、子ども（小学生）を守る為に、熊よけ鈴の配布や見守りパトロールの強化への支援を行うこと。また、保護者との下校が必要になった際、保護者が迎えに行けない場合も有ることから、スクールバスへの乗車やタクシーによる送迎等の対策を講ずること。

今年は例年に増して熊の出没が多かったものの、幸いにも児童生徒への被害は確認されておりません。

熊出没への対応につきましては、出没等の通報・情報があった際の連絡体制や対応方法を定めた「花巻市教育委員会クマ出没対応マニュアル」を作成し、市内小中学校と共有しながら、統一的かつ円滑に対応できる体制づくりに努めているところです。

日頃からの予防的な対応として、鈴等の鳴り物を携行することが効果的と考えられますが、10月末に小学生の鈴等の携行状況を確認したところ、全体では37%であり、また、学校別では15%から95%とバラつきが見られたところです。なお、同時期に各小中学校を通じて、熊との遭遇を予防するため熊除け鈴等の鳴り物を準備し、子どもたちに携行させていただくよう各家庭に協力を呼び掛けたところであり、各家庭で出来る基本的な熊対策を引き続き促してまいります。なお、突発的な状況に対処できるよう、各小中学校に一定数の熊除け鈴の配置を検討してまいります。

見守りやパトロールの強化につきましては、有害鳥獣担当部署や消防署、警察署のほか、登校ボランティアや地元消防団など学校や地域が一体となって巡回広報やパトロールを実施していただいているところであり、今後も関係機関の協力を得ながら取り組みを継続して参ります。

熊が出没した場合の登下校の安全確保については、出没場所付近を通行する児童生徒は保護者による送迎をお願いすることになりますが、保護者の対応が困難な場合の代替手段につきまして、今年度は緊急的にタクシーや貸切バス等による送迎を実施してきたところであり、10月11日以後現在までの実績は、タクシーのべ181台（5小学校、4中学校）、貸切バスのべ9台（1小学校、1中学校）であり、実質16日間で190台の利用となっております。なお、市の公用車も児童生徒の送迎に活用し、公用バスが1回、その他車両が4台で実施しております。

今後につきましては、学校や市ツキノワグマ対策連絡協議会、専門家などに意見を伺いながら、タクシー等送迎の対応手順を加えるなど、クマ出没対応マニュアルの改訂を図ってまいります。

担当部長：教育委員会教育部長 菅野 圭
担当者：学務管理課長 高橋 晃一（内線331）

今年度の秋においては、市街地での熊の出没が増加したことから、登下校中の児童生徒の安全を確保するため、教育委員会が委嘱しているスクールガード・リーダー3名に情報を提供し、担当地区において見守りパトロールを実施いただいております。

担当部長：教育委員会教育部長 菅野 圭
担当者：学校教育課長 及川 仁（内線360）